

検了	設計	係長	課長補佐	課長	決裁区分
竹石	久保	和田	船村	町田	戊

令和 7 年度 公共下水道事業 (認証)

下水道管路施設調査に伴う空洞調査委託業務(R7-1) 見積参考資料

・「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではありません。

・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。

・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

業務場所	高知市 知寄町三丁目 外	管路管理課
業務日数 100日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	

設計金額		円	業務の概要	
内訳	業務価格	円	認証（補助）	
	消費税及び地方消費税相当額	円	路面下空洞調査	
		円	空洞探査車によるレーダ探査	
	業務請負対象金額	円	深度0～-1.5m	L = 6.0 km
			深度-1.5～-3.0m	L = 4.8 km
			ハンディ型地中レーダによるレーダ探査	
			深度0～-1.5m	L = 3.8 km
			深度-1.5～-3.0m	L = 3.8 km
	消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額	円	スコープ調査	
			深度-3.0m迄	N = 10 箇所
			解析等業務	N = 1 式
摘要			業務委託理由	
認証（補助）		円	本業務は、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の要請に基づき、調査実施した管路施設について、道路陥没の発生を未然に防止するために、空洞調査を実施するものである。	

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費 /					
地質調査業務(一般) /					
直接調査費 /					
路面下空洞調査 /	式	1			明細表 第1号 成果市 /
間接調査費 /					
安全費 /	式	1			明細表 第2号 /
旅費交通費 /	式	1			明細表 第3号 /
直接調査費 / (昭々成果品作成費(市場単価)) /	式	1			
間接調査費 / (施工管理費(市場単価)) /	式	1			

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務 /					
解析等業務 /					
直接原価 /	式	1			明細表 第4号 /
直接経費 /					
資料印刷費 /	式	1			明細表 第5号 /
直接経費 /					
電子成果品作成費 /	式	1			
直接原価 /					
その他原価 /	式	1			
業務原価計 /					

[illegible]

諸 経 費 計 算 情 報	
単価適用年月日	令和 7年 9月 1日 / ✓ / ✗
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区) / ✗
■ 地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合 / ✓ / ✗
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する / ✗ / ✓
施工管理費(地質調査市場単価)	計上する / ✗ / ✓
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない / ✗ / ✓
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない / ✗ / ✓
旅費交通費の率計上有無	計上しない / ✗ / ✓
安全費地域	計上しない / ✗ / ✓
安全費率	0.00 / ✗ / ✓
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上) / ✗ / ✓
■ 設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合 / ✓ / ✗

[illegible]

明細表

[illegible]

明細表

[illegible]

単価表

単価表 第 1号 / 空洞探査車によるレーダ探査 /
金額 : 内容 : GL0～1.5m /

(10 /)
1 km 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師 /	人 /	1.0 /			[1] / 人件費 /
主任地質調査員 /	人 /	1.0 /			[1] / 人件費 /
運転手(一般) /	人 /	1.0 /			[1] / 人件費 /
路面下空洞探査車損料 / GL0～1.5m /	日 /	1.0 /			
消耗品等 /	% /	1 /			[1]の1% /
	(	10 /	km 当り		)
	(	1 /	km 当り		)

単価表

単価表 第 2号 / 空洞探査車によるレーザ探査 /

金額 : 内容 : GL-1.5~3.0m /

(10 /)
1 km 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師 /	人	1.0			[1] / 人件費 /
主任地質調査員 /	人	1.0			[1] / 人件費 /
運転手(一般) /	人	1.0			[1] / 人件費 /
路面下空洞探査車損料 / GL-1.5~3.0m /	日	1.0			
消耗品等 /	%	1			[1]の1% /
	(	10	km 当り		)
	(	1	km 当り		)

単価表

単価表 第 3号 / ハンディ型地中レーダーによるレーダー探査 /

(3 /)

金額:

内容: GL0～1.5m /

1 km 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師 /	人 /	1.0 /			[1] / 人件費 /
主任地質調査員 /	人 /	1.0 /			[1] / 人件費 /
ハンディ型地中レーダー 損料 / GL0～1.5m /	日 /	1.0 /			
機材運搬車 損料 /	日 /	1.0 /			
消耗品等 /	% /	2 /			[1] の 2% /
	(/	3 /	km 当り		)
	(/	1 /	km 当り		)

単価表

単価表 第 4号 / ハンデイ型地中レーダによるレーダ探査 /

金額： 内容： GL-1.5～3.0m /

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師 /	人	1.0 /			[1] / 人件費
主任地質調査員 /	人	1.0 /			[1] / 人件費
ハンデイ型地中レーダ損料 / GL-1.5～3.0m /	日	1.0 /			
消耗品等 /	%	1 /			[1] の1% /
	(	3 /	km 当り		)
	(	1 /	km 当り		)

単価表 第 5号 / スコープ調査 /		単価表				(5)	
金額 : 内容 : φ 4cm, GL-3.0m迄 /		名称・規格・条件	単 位	数、量	単 価	金 額	摘 要
地質調査技師 /			人	1.0 /			人件費 /
主任地質調査員 /			人	1.0 /			人件費 /
地質調査員 /			人	1.0 /			人件費 /
削孔断面映像撮影装置損料 /			日	1.0 /			
ボーリングマシン損料 / 電動式削孔機 /			日	1.0 /			
機材運搬車損料 /			日	1.0 /			
ダイヤモンドビット ビットφ 40mm /			個	0.5 /		[1] /	
コアチューブ / チューブφ 40mm /			本	0.5 /		[1] /	
カシリソ レギュラ スタント /			個	10 /		[1] /	
消耗品等 /			%	10 /			[1]の10% /

單價表

単価表 第 5号 / スコ-7 調査 / 内容: $\phi 4\text{cm}$, GI-3.0m迄 / 金額:

[illegible]

[illegible]

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2					単位	単価	摘要
路面下空洞探査車損料 GL0～-1.5m					日	167,600	単価表 第1号
削孔断面映像撮影装置損料					日	38,200	単価表 第5号
機材運搬車損料					日	8,000	単価表 第5号
ダイヤモンドビット ビットφ40mm					個	11,900	単価表 第5号
コアチューブ チューブφ40mm					本	2,310	単価表 第5号
路面下空洞探査車損料 GL-1.5～-3.0m					日	144,500	単価表 第2号
ハンディ型地中レーダ損料 GL0～-1.5m					日	69,600	単価表 第3号
機材運搬車損料					日	8,100	単価表 第3号
ハンディ型地中レーダ損料 GL-1.5～-3.0m					日	29,000	単価表 第4号
資料印刷費 A4サイズ					式	24,000	明細表 第5号

公 表 單 價 一 覽 表

[illegible]

空洞調査委託業務共通仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 空洞調査委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知市上下水道局の発注す調査業務に係る業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括監督職員、監督職員（正・副）を総称していう。
4. 「検査職員」とは、調査業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）に基づいて作成された書類をいう。
11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用す

べき諸基準を含む。)を総称していう。

13. 「共通仕様書」とは、各調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「数量総括表」とは、調査業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
16. 「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
17. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
18. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
19. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、調査業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
21. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
24. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た調査業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
28. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
29. 「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
30. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第16条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
31. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
32. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有す

ることにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

33. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
34. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析、設計の考え方、構造細目等の成果の確認をすることをいう。
35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務等の完了を確認することをいう。
36. 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
38. 「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
40. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
41. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、調査業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した調査業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第5条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の

原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第6条 監督職員

1. 発注者は、調査業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第7条 管理技術者

1. 受注者は、調査業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、特記仕様書第3条の要件を満たすものとする。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第8条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第8条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、調査業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、特記仕様書第3条の要件を満たすものとする。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果

の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

- (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第9条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第10条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第11条 打合せ等

1. 調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第12条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要 (2) 実施方針
 - (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器
 - (11) その他
- (2) 実施方針又は(11)その他には、第31条個人情報の取扱い、第32条安全等の確保及び第36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第13条 資料の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第14条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第15条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、調査業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第16条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第11条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第17条 成果物の提出

1. 受注者は、調査業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。
4. 受注者は、電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和4年3月）（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第18条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第19条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）調査業務等成果物の検査

（2）調査業務等管理状況の検査

調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県・令和5年6月）」に基づくものとする。

第20条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第21条 条件変更等

1. 契約書第16条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第16条、第17条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第22条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、調査業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、調査業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第21条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第23条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第24条 一時中止

1. 契約書第18条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査業務等の中断については、第33条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合

- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、調査業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う調査業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第25条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第26条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第27条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第28条 再委託

1. 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- (1) 特記仕様書第2条(3)の業務内容
2. 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4. 地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、調査業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。
なお、協力者は、高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者である場合は、高知県の指名停止期間中であってはならない。

第29条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第4条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第6条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第30条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第31条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情

報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第12条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第32条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う調査業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員

に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第33条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第34条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。

第36条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第12条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業

務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第12条で示す業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第38条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

下水道管路施設調査に伴う空洞調査委託業務（R7-1）

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、高知市が実施する下水道管路施設調査に伴う空洞調査委託業務（R7-1）（以下「本業務」という）に適用する。また、本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、契約書、設計図書、業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）によるものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約日の翌日から100日間とする。

第3条 技術者

管理技術者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））
- ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）

照査技術者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））
- ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）

第2章 業務内容

第1条 業務目的

本業務は、下水道管路の全国特別重点調査で実施した下水道管路施設調査に伴い、各道路管理者が管理する道路において、路面下空洞探査車、ハンディ型地中レーダ等を使用して、路面下の空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行うことで、道路陥没の発生を未然に防止することを目的とし調査を行うものである。

第2条 業務内容

（1）現地踏査

受注者は、路面下空洞調査に先立ち現地踏査を行い、本業務に必要な情報を把握すること。さらに、現地踏査等に基づき、警察等の関係機関との協議が必要となる場合は、必要な資料を作成するものとする。

(2) 業務計画書作成

受注者は、下水道台帳及び現地踏査等により作業上必要な資料収集を行い、業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。業務計画書は、次の事項を記載するものとする。

1. 業務概要
2. 業務対象施設位置図
3. 業務実施方針
4. 業務工程表
5. 業務組織計画
6. 使用機材性能検定書（概ね1年以内に行った性能確認を証明できる性能検定書）
7. 調査・解析方法
8. 安全管理計画（通行規制含む）
9. 連絡体制（緊急時含む）
10. その他監督職員が必要と認めたもの

(3) 再委託等

受注者は、本業務において次に示す部分については、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

1. 全体作業の計画立案
2. 打合せ協議
3. 調査・解析手法の決定
4. 現地におけるデータ取得
5. データ解析及び解析における技術的判断
6. 報告書作成

なお、コピー、印刷、製本、計算処理、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(4) 空洞調査〔一次調査〕

【車道部 一次調査】

1) 車道部空洞調査は、調査対象路線の車道等において、空洞探査車を用いて、走行しながら連続的に電磁波地中レーダ方式にて探査データを取得するものとする。その際、前方と左右2方向、路面の状況を画像で記録するものとする。

2) 調査機械は、一般車両に対し安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間で調査が行える空洞探査車（車載式もしくは牽引式）とし、それぞれ下記に示す性能と同等以上のものとする。

3) 測定したレーダデータを解析し、空洞の可能性のある異常信号の判定を行い、空洞の可能性のある異常箇所を抽出する。

①深度0～1.5mの範囲

空洞探査車（1.5m）

ア 空洞探査車に、回転灯・調査標識等を装備しているもの。

イ 探査速度は、最高50km/hで行えるもの。

ウ 探査深度は、1.5mを行えるもの。

- エ 探査幅は、1 走行（1 測線）で2.5m可能なものであり、搭載するアンテナは車体側面から張り出し可能な機構を備えたものであること。（これよりも調査幅の狭い空洞探査車を使用した複数回の調査実施は認めるが、このことによる調査延長の増加は契約変更の対象としない）
- オ 探査能力は、（縦断方向）50cm×（横断方向）50cm×（深さ方向）約10cm 以上の空洞を検出できるもの。
- カ 現地で測定した波形データについて、デジタル処理した画像の表示でき、ハードディスク又は磁気ディスク等に記録できるもの。また、距離やその他イベントマーク等の位置特定情報を磁気ディスクに同時記録できるもの。さらに、波形データと位置特定情報の整合性がとれるもの。
- キ 上記カに記した位置特定情報を取得するための距離・位置検出装置やカメラ等搭載し、周辺および路面状況がわかる画像を取得できるもの。
- ク 上記キで取得した路面画像上に、オで検出した空洞の広がり进行を明示できるもの。

②深度1.5m～3.0mの範囲

空洞探査車（3.0m）

- ア 空洞探査車に、回転灯・調査標識等を装備しているもの。
- イ 探査速度は、最高50km/h で行えるもの。
- ウ 探査深度は、3.0m を行えるもの。
- エ 探査幅は、1 走行（1 測線）で2.0m可能なもの。（これよりも調査幅の狭い空洞探査車を使用した複数回の調査実施は認めるが、このことによる調査延長の増加は契約変更の対象としない）
- オ 探査能力は、（縦）100cm×（横）100cm×（厚さ）約30cm 以上の空洞を検出できるもの。
- カ 現地で測定した波形データについて、デジタル処理した画像の表示でき、ハードディスク又は磁気ディスク等に記録できるもの。また、距離やその他イベントマーク等の位置特定情報を磁気ディスクに同時記録できるもの。さらに、波形データと位置特定情報の整合性がとれるもの。
- キ 上記カに記した位置特定情報を取得するための距離・位置検出装置やカメラ等搭載し、周辺および路面状況がわかる画像を取得できるもの。
- ク 上記キで取得した路面画像上に、オで検出した空洞の広がり进行を明示できるもの。

【歩道部等 一次調査】

- 1）歩道部等、空洞探査車による調査ができない箇所における空洞調査は、小型探査装置を用いて連続的にレーダデータを取得するものとする。
- 2）調査機械は、下記に示す性能と同等以上のものとする。
- 3）測定したレーダデータを解析し、空洞の可能性ある異常信号の判定を行い、空洞の可能性ある異常箇所を抽出する。

①深度0m～1.5mの範囲

ハンディ型地中レーダ（1.5m）

- ア 電磁波地中レーダ方式。
- イ 探査深度は、1.5m を行えるもの。
- ウ 探査幅は、1 走行（1 測線）で1.0m可能なもの。（これよりも調査幅の狭い空洞探査装置を使用した複数回の調査実施は認めるが、このことによる調査延長の増加は契約変更の対象としな
い）
- エ 探査能力は、（縦）50cm×（横）50cm×（厚さ）約10cm 以上の空洞を検出できるもの。

オ 現地で測定した波形データについて、デジタル処理した画像の表示でき、ハードディスク又は磁気ディスク等に記録できるもの。また、距離やその他イベントマーク等の位置特定情報を磁気ディスクに同時記録できるもの。さらに、波形データと位置特定情報の整合性がとれるもの。

カ 上記カに記した位置特定情報を取得するための距離・位置検出装置やカメラ等搭載し、周辺および路面状況がわかる画像を取得できるもの。

キ 上記キで取得した路面画像上に、オで検出した空洞の広がり进行明示できるもの。

②深度1.5m～3.0mの範囲

ハンディ型地中レーダ（3.0m）

ア 電磁波地中レーダ方式。

イ 探査深度は、3.0m を行えるもの。

ウ 探査幅は、1 走行（1 測線）で0.5m可能なもの。

エ 探査能力は、（縦）100cm×（横）100cm×（厚さ）約30cm 以上の空洞を検出できるもの。

（5）空洞調査〔二次調査（スコープ調査）〕

1）検出された異常信号の判定結果に基づき、ハンディ型地中レーダを用い、道路縦横断方向にレーダデータを取得し、分析を行い異常信号の正確な位置の特定を行うものとする。

2）レーダ探査により位置等が確認された異常箇所について、削孔ならびに削孔断面のカラー撮影を行い、柱状写真を作成し、空洞の有無と路面下の状況（舗装構成、路盤状況、空洞の発生深度、空洞厚等）をスコープ調査により確認するものとする。なお、調査箇所については、発注者との協議により決定する。

3）使用する撮影装置は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

① 円筒状の孔壁断面を360度撮影できるもの

② 孔壁断面の撮影及び記録が1cm単位で行えるもの

③ 路面から空洞終端部まで連続的にカラー撮影し、柱状写真を作成できるもの。

4）調査終了後、速やかに発注者に報告するものとする。

5）二次調査の調査箇所については、10箇所を想定しているが一次調査の結果、数量に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、契約変更の対象とする。

6）二次調査の結果に基づき、路面下の空洞の状況（舗装構成、路盤状況、空洞の発生深度、空洞厚）、縦横断方向の長さ、路面からの深度、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線名称、位置、上下線別、走行車線区分、路肩からの距離）を整理するものとする。なお、報告は開削補修が実施できる精度で行うものとする。

（6）調査結果とりまとめ

調査結果から、路面下の空洞状況、縦横断方向の長さ、深度、位置データ等について調書にとりまとめ。調書に記載する情報は以下のとおり。

（別紙「異常箇所調書」、「空洞調査調書」参照）

- ・調査諸元・・・調査日、調査方法等
- ・位置情報・・・路線名、地先名、橋梁名、上下線、歩車道 緯度・経度等
- ・異常信号の概要・・・深度、縦横断方向の広がり、陥没危険度評価等
- ・添付資料・・・位置図、写真（全景、地物からの位置が判るもの）

(7) 緊急事項の報告

本業務において、路面陥没が発生する危険性が有ると考えられる異常信号が抽出された場合は、直ちに監督職員へ報告するものとする。なお、現地での緊急対応が可能となるよう、位置の特定に必要な詳細位置情報調書（位置図、写真、異常信号の広がりと深度）等を報告すること。

第3章 その他

第1条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下について提出するものとする。

1. 報告書 3部（A4版・ファイル綴、電子データ）
2. その他監督職員の指示した資料 1式（各2部）

第2条 優先実施箇所の成果提出

下水道管路施設調査で、優先的に実施した箇所の路面下空洞調査については、本業務においても優先的に調査を実施することとし、本業務契約後、概ね1か月後を目途に成果品の提出をすること。

第3条 打合せ

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、成果物納入時の計4回行うこととする。なお、打合せ時の記録整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに監督職員に報告するものとする。

第4条 他機関との協議

本業務において公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、監督職員に速やかに報告し、対応について監督職員と協議を行うものとする。

第5条 貸与資料

発注者が貸与する図書その他資料は、次のとおりとする。

1. 下水道台帳、下水道施設竣工図、路線網図（道路）
2. その他、業務履行上必要となる資料

第6条 沿道対応

本業務において沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合には、受注者において丁寧かつ適切に対応するとともに、速やかに監督職員に報告するものとする。

第7条 安全対策

本業務にあたっては、各種関係法令を遵守し、道路交通、第三者及び調査に従事する者に対して適切な安全対策を行わなければならない。

第8条 成果に対する品質確保

(1) 使用機材の性能確認

受託者は、使用する機材の概ね1年以内に行った性能確認を証明できる性能検定書を発注者に提出する。

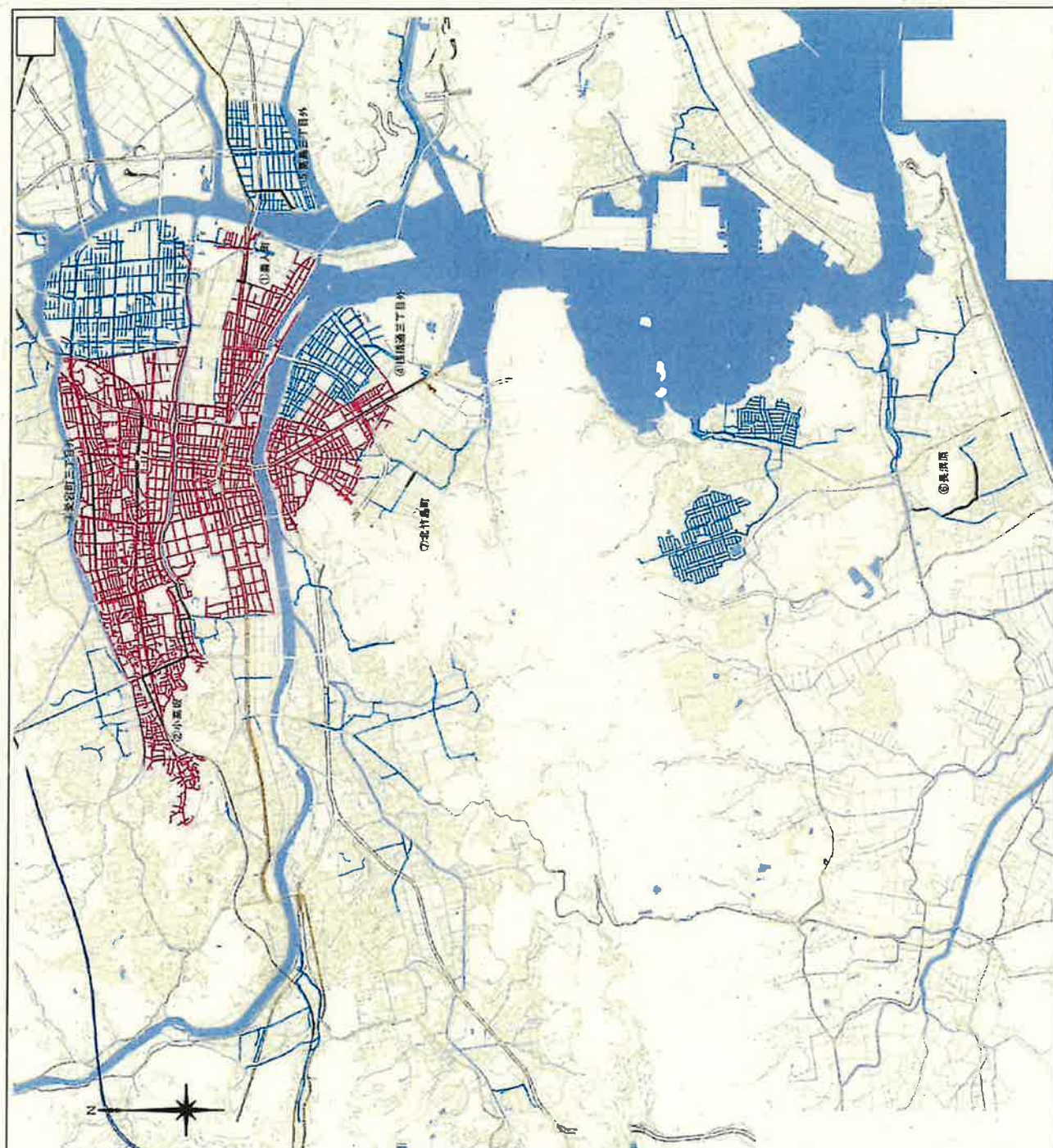
(2) 品質の保証

発注者は、委託完了後1年以内に、天災又は工事等による現場状況の変化のない状況において、道路陥没が発生した場合は、調査報告書に上がらなかった原因の調査を求めることができる。

また、調査にあたっては道路陥没の発生状況について現場確認等を行い、調査報告書と因果関係を究明することとする。なお、これにかかる費用は受注者が負担する。

第9条 その他

受注者は、本特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ定めることとする。



凡 例	
市界線	黒
区界線	赤
河川	青